

豊橋市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市木造住宅耐震改修費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、旧基準木造住宅の耐震改修工事を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害を防止することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅 次の要件をすべて満たすものをいう。

- ア 豊橋市の区域内にある昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の戸建、長屋、併用住宅及び共同住宅（持家・貸家を問わない。））であること。
- イ 店舗等の用途に使用している部分の床面積が、延べ面積の2分の1未満であること。
- ウ 国、地方公共団体その他公の機関が所有するものでないこと。
- エ 階数が2以下のものであること。

(2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 豊橋市が実施する無料耐震診断（愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱第2条第3号に規定する木造住宅耐震診断に限る。）
- イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施した住宅耐震現地診断

(3) 判定値 次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値
- イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施した住宅耐震現地診断による得点
- ウ 一般財団法人日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による上部構造評点の最小値。ただし、「階の判定値」とは、当該階の上部構造評点の最小値
- エ 一般財団法人日本建築防災協会「わが家の耐震診断」による評点

(4) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事等（別表1に定めるものに限る。）を含む改修工事いう。

(5) 段階的耐震改修工事 耐震改修工事を次に掲げるア及びイに分けて行う工事をいう。

- ア 一段目耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として、一定の耐震性確保のために段階的に実施する1回目の耐震改修工事をいう。
- イ 二段目耐震改修工事 一段目耐震改修工事により補助金の交付を受けた旧基準木造住宅について、全体的な耐震性確保のために段階的に実施する2回目の耐震改修工事をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 次条に規定する補助対象住宅の所有者（現にその建物に居住する者で、第8条第1項に規定する補助金の交付の申請をすることについて建物所有者の同意を得られる者その他市長が認める者を含む。）であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者であること。
- (3) 豊橋市税を滞納していない者であること。

(補助対象住宅)

第5条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 旧基準木造住宅であること。
- (2) 第3条第2号アに規定する診断において判定値が1.0未満、又は同号イに規定する診断において得点が80点未満であること。ただし、第6条第2号に規定する段階的耐震改修工事を実施する場合は、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 第3条第2号アに規定する診断において判定値が0.7未満又は同号イに規定する診断において判定値が60点未満であること。
 - イ 第3条第3号エによる判定値が1.0未満であって、耐震補強前の現況の建物に係る判定値（同条第3号ウによるもの）が0.7未満であること。

(補助対象工事)

第6条 補助金の交付の対象となる工事は、次のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 補助対象住宅について、判定値（第3条第3号ウに限る。次号、第8条第1項第4号及び第14条第1項第5号において同じ。）を1.0以上とする補強計画（耐震改修工事に着手する前の判定値に0.3以上加算するものに限る。次号において同じ。）に基づき実施する耐震改修工事
- (2) 補助対象住宅について、前号に規定する補強計画に基づき実施する次の段階的改修工事
 - ア 判定値を0.7以上1.0未満とする一段目耐震改修工事
 - イ 1階の判定値を1.0以上とする一段目耐震改修工事
 - ウ ア又はイの一段目耐震改修工事に続き、当初の補強計画に基づき判定値を1.0以上とする二段目耐震改修工事

(補助対象経費及び補助金の交付額)

第7条 1戸当たり（長屋及び共同住宅の場合は1棟当たり）の補助対象経費及び補助金の交付額は、別表2に定めるとおりとする。

(事前相談)

第7条の2 補助金の交付を受けようとする者は、次条に定める補助金の交付の申請の前に、豊橋市木造住宅耐震改修費補助金事前相談書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 木造住宅耐震診断結果報告書の写し
 - (2) 耐震改修設計に係る業務委託契約書又は見積書の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による事前相談書の提出は、原則として補助金の交付を受けようとする年度（第4項において「補助年度」という。）の10月末日（ただし、土、日及び祝日の場合は、翌日以後の最初の開庁日とする。）までに提出するものとする。
- 3 第1項に規定する者が、補助金の交付の申請をしないこととしたときは、豊橋市木造住宅耐震改修費補助金事前相談取下届（様式第2号）を市長に提出するものとする。
- 4 前項の規定による取下届が、補助年度の1月末日（ただし、土、日及び祝日の場合は、翌日以後の最初の開庁日とする。）までに提出のない場合は、取下届が提出されたものとみなす。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、豊橋市木造住宅耐震改修費補助金交付申請書（様式第3号又は様式第3-2号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 豊橋市木造住宅耐震改修費補助金事業計画書（様式第3号別添1又は様式第3-2号別添1）
- (2) 豊橋市木造住宅耐震改修費補助金収支予算書（様式第3号別添2又は様式第3-2号別添2）

- (3) 家屋証明書若しくは建物登記事項証明書又はその他の建築年を証するもの
 - (4) 次に掲げる耐震改修工事計画書（案内図を除き、建築士の記名及び押印のあるもの）
 - ア 案内図、配置図、各階平面図、立面図、仕上表
 - イ 補強計画図、その他補強を示す図書（段階的耐震改修工事の場合は、段階別に作成したもの）
 - ウ 耐震補強前の現況の建物に係る判定値の算定書
 - エ 耐震補強後の建物に係る判定値の算定書（一段階目耐震改修工事の場合は、二段目段階改修工事を終えた場合の算定書を加える。）
 - (5) 工事見積書（耐震改修工事費及びその他の工事費（リフォーム等）を分けたもので、工事施工者の記名及び押印のあるもの）
 - (6) 耐震改修工事を行う部分の現況写真
 - (7) 豊橋市木造住宅耐震改修費補助金同意書（申請者と建物所有者、土地所有者及び建物使用者が異なる場合に限る。）（様式第3号別添3又は様式第3-2号別添3）
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の申請があった場合は、その内容の審査を行い、交付すべきものと認めたときは、申請者に豊橋市木造住宅耐震改修費補助金交付決定通知書（様式第4号又は様式第4-2号）により通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により通知をする場合において、必要があると認めるときは、当該補助金の交付について条件を付すことができる。

（交付の条件）

第9条 規則第6条に基づく交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 対象となる旧基準木造住宅は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反していないものであること。
- (2) 工事の契約及び着手は、補助金の交付決定通知後とすること。
- (3) 工事中の改修内容を記録すること。

（地位の承継）

- 第10条 補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）が死亡した場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で耐震改修工事を行う意思があるときは、市長に届出をして地位を承継することができる。
- 2 申請者が破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で耐震改修工事を行う意思があるときは、市長に届出をして地位を承継することができる。
- 3 申請者は、前2項の規定による場合を除き、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。
- 4 地位の承継を受けようとする者は、豊橋市木造住宅耐震改修費補助事業承継届（様式5号又は様式第5-2号）に地位を承継する者であることを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

（交付申請の取下げ）

- 第11条 規則第7条第1項に規定する期日は、当該補助金の交付決定通知を受けた日から起算して15日以内とする。
- 2 規則第7条第1項に規定する申請の取下げをするときは、豊橋市木造住宅耐震改修費補助金交付申請取下書（様式第6号又は様式第6-2号）を市長に提出するものとする。

（計画の変更等）

- 第12条 申請者が、補助金の交付決定を受けた後、規則第8条第1項各号に規定する変更、中止又は廃止をしようとするときは、豊橋市木造住宅耐震改修費補助事業計画変更等申請書（様

式第7号又は様式第7-2号)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請の内容が適正と認めたときは、申請者に豊橋市木造住宅耐震改修費補助金等変更決定通知書(様式第8号は様式第8-2号)により通知するものとする。
- 3 第1項の場合において、第8条第1項に掲げる添付書類のうち計画変更に係るものを添付するものとする。

(中間検査)

第13条 申請者は、耐震改修工事が特定工程に達したときは、豊橋市木造住宅耐震改修費補助金特定工程報告書(様式第9号又は様式第9-2号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書等の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の特定工程とは、別表1の耐震補強工事のうち木造躯体工事及び基礎工事の施工状況が目視により確認できる工程とする。
- 3 市長は、第1項の規定による報告があったときは、原則として当該工程における中間検査を行わなければならない。
- 4 市長は、中間検査の結果、適正と認めたときは、申請者に豊橋市木造住宅耐震改修費補助金中間検査合格通知書(様式第10号又は様式第10-2号)により通知するものとする。
- 5 市長は、第3項の規定による中間検査において、必要な指示をすることができるものとする。

(工事完了報告)

第14条 申請者は、耐震改修工事が完了したときは、工事完了の日から起算して30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の2月末日(ただし、末日が土、日及び祝日の場合は直前の開庁日とする。)のいずれかの早い日までに、規則第10条第1項に基づく実績報告として豊橋市木造住宅耐震改修費補助事業実績報告書(様式第11号又は様式第11-2号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 豊橋市木造住宅耐震改修費補助金取支決算書(様式第11号別添1又は様式第11-2号別添1)
- (2) 請求書又は領収書の写し(請求書による場合は補助金の交付後、領収書の写しを提出)
- (3) 工事施工状況報告書(様式第11号別添2又は様式第11-2号別添2)
- (4) 耐震改修工事を行った部分の施工状況がわかる写真
- (5) 次に掲げる耐震改修工事の完了に係る図書
 - ア 第8条第1項第4号イに対する施工状況を示した図書
 - イ 耐震改修工事が完了したときの判定値の算定書(一段階目耐震改修工事の場合は、二段目段階改修工事を終えた場合の算定書を加える。)
- (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定により報告をする場合において、やむを得ない理由により当該期日にまでに提出することができない場合は、豊橋市木造住宅耐震改修費補助金工事完了遅延理由書(様式第12号又は様式第12-2号)を提出し、市長の指示に従わなければならない。
- 3 前項の規定による工事完了遅延理由書を提出した後、耐震改修工事が完了したときは、速やかに豊橋市木造住宅耐震改修費補助事業実績報告書を提出しなければならない。
- 4 市長は、第1項又は前項の報告があったときは、その内容を審査のうえ、適正と認めたときは、交付すべき額を確定し、その旨を豊橋市木造住宅耐震改修費補助金確定通知書(様式第13号又は様式第13-2号)にて申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第15条 申請者は、規則第11条に基づく補助金等確定通知書による通知を受けた日の属する年度の3月31日までに、豊橋市木造住宅耐震改修費補助金請求書(様式第14号又は様式第14-2号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

(協議事項)

第16条 申請者は、次に掲げる地区内において、耐震改修工事を行うときは、当該事業主管課と協議しなければならない。

- (1) 土地区画整理事業
- (2) 都市計画施設
- (3) その他市長が協議を必要と認める事業

(補助金の返還等)

第17条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 第14条第2項の規定による期日までに工事完了実績報告書が提出されなかつたとき。
(同条第2項の規定による工事完了遅延理由書が提出された場合を除く。)
- (4) 第14条第2項の規定による指示に従わなかつたとき。
- (5) その他市長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

(書類の保管)

第18条 申請者は、補助金の交付に関する書類を整理し、補助金の交付を受けた年度の終了の日から5年間保管しなければならない。

2 一段目耐震改修工事の申請者は、二段目改修工事が完了するまで、一段目耐震改修工事に関する書類等を保管しなければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成25年9月24日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている様式第 1 号は、改正後の要綱にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表 1 (第 3 条関係)

補 強 工 事 等			
	耐震補強工事	耐震改修設計	附帯工事
調査	・耐震精密診断 ・地盤調査		
耐震改修計画の作成等		・改修設計 ・工事監理	
総合判定において必要耐力 (Q_r) を低減させることを目的とした工事	・地盤改良工事		・屋根工事 ・木造躯体工事 (屋根・壁の軽量化を図るもの及び床面積を減ずるもの) ・仮設工事及び既設部分の撤去工事(建築設備等を含む。) ・撤去部分の復旧工事(造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事)
総合判定において建物の強さ (Q_u) の評価を向上させることを目的とした工事	・木造躯体工事 ・基礎工事(土工事を含む)		・仮設工事及び既設部分の撤去工事(建築設備等を含む。) ・撤去部分の復旧工事(造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事)
総合判定において劣化度 (D) の評価を向上させることを目的とした工事			・木造躯体工事 (劣化部材の取替え) ・仮設工事及び既設部分の撤去工事(建築設備等を含む。) ・撤去部分の復旧工事(造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事)

その他の補強工事	上記のほか、耐震性能を向上させるものとして市長が認める工事		上記のほか、耐震性能を向上させる工事に附帯するものとして市長が認める工事
----------	-------------------------------	--	--------------------------------------

別表2 (第7条関係)

補助対象経費	補助金の交付額
第6条第1項第1号に規定する耐震改修工事、同項第2号に規定する段階的改修工事に要する経費	<p>第1号に掲げる額（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を助成額とし、当該助成額から第2号及び第3号に掲げる額を差し引いた額を交付額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる費用の合計額に10分の8を乗じた額とし、100万円（第6条第1項第2号ア又はイに規定する一段目耐震改修工事の場合にあっては60万円、同号ウに規定する二段目耐震改修工事の場合にあっては40万円）額を限度とする。</p> <p>ア 別表1に定める耐震補強工事に要する費用 イ 別表1に定める附帯工事に要する費用</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額</p> <p>(3) 過去に豊橋市木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたことのある住宅にあっては、同要綱に基づき交付された補助金の額</p>